

はかりの定期検査を実施します ～今年も定期検査受検の年です～

取引または証明に使う「はかり」は計量法の定めにより、2年に1回行われる定期検査に合格しなければ、使用することができません。今年も、定期検査の年になっていますので、該当する「はかり」をお持ちの方は必ず検査を受けてください。

関係者の方（令和元年に受検された方）には、事前に郵送で通知しますが、取引・証明に使用する「はかり」を所有しているのに通知が届かない方は、商工観光課にお問い合わせください。

| 実施日 | 時間 | 場所 |
|----------|-------------|--------------|
| 5月10日(月) | 11:30～12:00 | 和田出張所 |
| | 13:30～14:30 | 油田出張所 |
| 5月11日(火) | 11:00～11:30 | 東和総合センター |
| | 13:00～13:30 | 商工会東和支所 |
| | 14:00～15:00 | 日良居庁舎 |
| 5月12日(水) | 11:00～12:00 | たちばなケアプラザ |
| | 13:00～14:30 | |
| 5月13日(木) | 11:00～11:30 | 佐連会館 |
| | 13:00～14:30 | 白木出張所 |
| 5月14日(金) | 11:00～12:00 | 沖浦農村環境改善センター |
| | 13:30～14:30 | 蒲野農村環境改善センター |
| 5月17日(月) | 11:00～11:30 | 棕野出張所 |
| | 13:00～14:30 | 農業者健康管理センター |
| 5月18日(火) | 11:00～12:00 | 大島文化センター |
| | 13:00～14:30 | |

※5月19日(水)から7月30日(金)までは、山口県計量協会において実施します。(事前連絡必要)

■「取引・証明」とは？

「取引」とは、有償、無償を問わず、物または役務の給付を目的とする業務上の行為。(はかりを使って物品を売買したり、運送・保管等に伴う料金を決める場合など)

「証明」とは、公にまたは業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明すること。(はかりで量った重量を相手等へ知らせる行為で、病院や学校または保育園などで健康診断等に用いるものなど)

■検査に持参するもの

はかり本体（清掃したもの）、手数料
※ただし、計量士による代行検査を受けているもの、検定等に合格して間のないもの等は、この検査を受ける必要はありません。

商工観光課 ☎0820 (79) 1003

山口県計量振興協会 ☎083 (986) 2591

ペットは正しく飼いましょう

～犬・猫に関する苦情が増えています～

生活衛生課 ☎0820 (79) 1010

犬の飼い主の方へ

- 犬のフンや尿、鳴き声に対する苦情が後を絶ちません。散歩中にフンをしたら、袋などに入れて必ず持ち帰りましょう。尿には水をかけるなどし、臭いの残らないようにしましょう。また、周辺に配慮し、無駄吠えをさせないなど正しいしつけをしましょう。
- 放し飼いは禁止されています。散歩中も必ずつなぎましょう。
- 飼養施設を常に清潔にして、周辺に迷惑をかけないようにしましょう。
- 生後91日以上の子犬は、「登録」と毎年1回の「狂犬病予防注射」が義務付けられています。
- 死亡したとき、または飼い主の住所や飼い主が変わったときは、届出が必要です。
- 迷い犬を防ぐためにも、首輪に鑑札・狂犬病予防注射済票を付けましょう。

猫の飼い主の方へ

- 他人の家にフンや尿をしたり、車に上がってキズをつけたりしていませんか。また、臭いや大きな鳴き声などで周辺に迷惑をかけていませんか。猫の健康や安全のためにも、屋内で飼いましょう。
- 繁殖を望まない場合は、不妊・去勢手術をしましょう。
- 迷い猫を防ぐためにも、名札を付けましょう。

野良猫へのエサやりはやめましょう

無秩序な野良猫へのエサやり行為は、飼い主のいない猫を増やすだけでなく、ノミの発生や悪臭等環境を悪化させることにつながります。一時的な感情で野良猫にエサを与えることは絶対にやめてください。

ペットを捨ててはいけません

愛護動物を遺棄すると法により罰せられます。やむを得ず飼うことができなくなった場合は、ご相談ください。

